

農産物の直売所の建築行為に係る運用基準

都市計画法第29条第1項第11号の規定により都市計画法施行令第22条第6号で定める建築物及び都市計画法第43条第1項第5号に規定により都市計画法施行令第35条第3号で定める建築物のうち、次の要件を満たす市街化調整区域内に建築する建築物については、開発行為の許可及び建築等の許可を要しないものとして認めるものとする。

(適用対象)

- 1 当該建築物は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (1) 対象となる建築物は、農産物の直売所（以下「直売所」という。）とする。
 - (2) 直売所の申請者は、市街化調整区域内に居住し、かつ、現に農業に従事している者（複数の農家を含む。）であること。
 - (3) 直売所で販売する農産物は、申請者が自ら生産したものに限らず、当該直売所の周辺において現に農業に従事している者が生産したのものも含むものとする。

(立地基準)

- 2 申請地は既存集落内又はその周辺にあり、次に掲げる各要件に適合するものであること。
 - (1) 申請地を中心とした半径500メートルの区域に50以上の世帯が存在すること。
 - (2) 申請地に主要な出入口が幅員4メートル以上の道路に面しており、かつ、当該道路に敷地外周の7分の1以上接していること。
 - (3) 申請地には、本市の土地利用計画等に支障のある区域を含まないこと。

(施設基準)

- 3 直売所の規模等は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - (1) 直売所は、平屋建てとし、かつ、最高高さ10メートルいかとする。
 - (2) 直売所の敷地面積は、100平方メートル以内とすること。
 - (3) 直売所の延べ面積は、50平方メートル以内とすること。
 - (4) 農産物を直接販売に供する部分のほか、次のいずれかに供するもので、かつ、その規模が必要最小限であること。
 - ア 農産物を原料又は材料とした農産加工品の販売
 - イ 農産物の選別や包装等、収穫から販売までに必要な調製
 - ウ 便所、洗い場等直売所の管理上必要なもの

(その他)

- 4 申請地が農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域である場合、農振法の規定に適合すること。

(施行日)

- 5 この基準は、平成26年4月1日から施行する。